

【ふるさと納税が改正されました】

いつもニュースレターをお読みいただきありがとうございます。
副代表の榎本孝史です。

今回は、最近話題になっている「ふるさと納税」について、
改正がありましたので、基本的な取り扱いと合わせて解説をしたいと思います。



◆ふるさと納税とは??

個人住民税は個人の所得に応じて自分の住んでいる市区町村に納税することになりますが、ふるさと納税の制度を利用することで、自分の好きな市区町村に寄付をして個人住民税から控除を受けることができるという制度です。

また、「ふるさと」といっても実際の故郷である必要はなく、自分で好きな市区町村を選んで寄付をすることが可能です。

◆4月からの改正ってなに??

平成 27 年 4 月以降の寄付からの改正点は 2 つ

- ① 特例控除額の上限が個人住民税所得割額の約1割から約2割に拡充されました。
- ② もともと確定申告不要な給与所得者等の場合、寄付先が 5 団体までであれば確定申告不要になりました。
※寄付の際に「申告特例申請書」を市区町村に提出することで翌年の住民税から自動的に控除されます。

◆なぜ流行っているのか??

以上がふるさと納税の大まかな制度ですが、基本的には寄付をした金額の一部が住民税から控除されるというだけで、特にメリットは無いように見えます。

今話題になっている理由は、寄付した市区町村からもらえる「**特産品**」にあります。

寄付をして税金の控除を受けることで、結果として少ない負担で地方の様々な特産品がもらえますので自分に縁もゆかりもない自治体に寄付する人が増えているのです。



◆ふるさと納税をするには??

まずは、ふるさと納税の情報をまとめた「ふるさと納税ポータルサイト ふるさとチョイス」
[URL▶▶▶ http://www.furusato-tax.jp/](http://www.furusato-tax.jp/)
をチェックするのがお勧めです。

一見すると普通のショッピングサイトのようになっていて、特産品の人気ランキングや控除額計算シートなどがあり、とても充実しています。

やはり特産品で人気があるのは、お米・牛肉・果物・魚介類などの食料品ですが、イベントのチケットなどもあります。中にはパソコンなどの家電製品や百万円の寄付で本マグロ 1 本なんていうのもありました。



ただ、最近では「居住地でない自治体を応援する」という本来の趣旨から外れて、「特産品合戦」のようになっており、神奈川県三浦市では「三浦市民限定」の寄付というよくわからないものまで登場して、総務省も困惑しているようです。

これは私の予想ですが、いずれ何らかの規制がかかるような気がしますので、興味がある方は早めに申し込まれた方が良いでしょう。

早速、私も佐賀県佐賀市に寄付してみました。クレジット決済もできてとても簡単でした。今からお米が届くのが楽しみです。

(税務第二部／副代表 榎本 孝史)